

宮崎市学生 UIJ ターン就職支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宮崎県と共同して行う宮崎県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、宮崎市に移住する見込みの者が、地方就職支援金（以下「補助金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において補助金を交付することとし、補助金の交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）、宮崎県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年4月1日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を、「条件不利地域」とは、以下の市町村をいう。

東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県 山北町、真鶴町、清川村

(交付金額)

第3条 補助金の金額は、4万円とする。

(交付回数)

第4条 補助金の交付は、一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第5条 補助金の交付対象者は、申請時において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

②大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住している。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①宮崎県内に所在する企業に就職することが内定している。

②卒業後に上記内定企業に就職し、市に移住する意思を有している。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④その他県又は市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①勤務地が宮崎県内に所在すること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和22年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
- ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- ⑤就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ②当該地域(市からの通勤が可能な地域)への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、宮崎市学生UIJターン就職支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、就職活動をした日の属する年度の2月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請にかかる誓約書(様式第2号)
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第3号)
- (3) 内定先企業による証明書(様式第4号)
- (4) 納税確認同意書(様式第5号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書(様式第6号)
- (6) 交通費の領収書等の支払ったことが確認できる書類
- (7) 写真付き身分証明書の写し
- (8) 在学証明証等の卒業学年であることの確認できる書類

(9) 住民票等の東京圏に居住していることが確認できる書類

(10) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第7号）により、補助金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可であるときは、不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を行ったときは、申請者に対して、申請から3か月以内に補助金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書兼交付確定通知書再交付願（様式第9号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕（様式第10号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 宮崎県及び市は、宮崎県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、宮崎県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める要件に該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

(イ) 申請から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

(ウ) 申請から1年以内に宮崎市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に宮崎市に住民票がある場合を除く。

(エ) 就業から1年以内に補助金の要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

(オ) 転入日から3年未満で宮崎市から転出した場合。

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に宮崎市から転出した場合

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、宮崎県と宮崎市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する